



# 鳥取県公報

平成12年6月9日(金)

第7187号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 鳥取県立特別養護老人ホームの使用料の徴収事務の委託（長寿社会課）…………… 1
  - 保安林の解除予定（森林保全課）…………… 2
  - 県道の区域の変更（道路課）…………… 2
  - 県道の供用の開始（々）…………… 2
  - 出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）…………… 3
- ◇ 選管告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定…………… 3
  - 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正…………… 3
  - 選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等の一部改正…………… 4
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）…………… 4
- ◇ 調達公告 随意契約の相手方の決定（2件）（情報政策課）…………… 4
  - 一般競争入札の実施（防災危機管理室）…………… 5
- ◇ 雑 報 環境影響評価方法書の縦覧（都市計画課）…………… 7

## 告 示

### 鳥取県告示第358号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立特別養護老人ホームの使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年6月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 委託した特別養護老人ホームの名称及び当該委託の相手方

特別養護老人ホームの名称	委 託 の 相 手 方
鳥 取 県 立 三 津 白 寿 苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団
鳥 取 県 立 巖 城 は ご ろ も 苑	〃
鳥 取 県 立 皆 生 み ど り 苑	〃
鳥 取 県 立 西 伯 有 楽 苑	西伯町
鳥 取 県 立 日 南 石 霞 苑	日南町
鳥 取 県 立 智 頭 心 和 苑	智頭町

#### 2 委託年月日

平成12年4月1日

**鳥取県告示第359号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成12年6月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑43・字西屋敷506・525-1・字寺屋敷598（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

風害の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第360号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年6月9日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年6月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
花口下石見線	日野郡日南町花口字陽山1988-3地先から同字1988-30地先まで	変更前	6.0~14.2	208.0
		変更後	8.2~31.0	190.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
花口下石見線	変更前	日野郡日南町花口字多郎圓田1965-1地先から同字1954-1地先まで	9.0~25.0	185.0
		日野郡日南町花口字多郎圓田1960-1地先から同字1954-1地先まで	9.0~13.0	106.0
	変更後	日野郡日南町花口字多郎圓田1965-1地先から同字1954-1地先まで	9.0~25.0	185.0

**鳥取県告示第361号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年6月9日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年6月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
花口下石見線	日野郡日南町花口字陽山1988-3地先から同字1988-30地先まで	平成12年6月9日

**鳥取県告示第362号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成12年6月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
こどもの四季コンサート（夏編）	平成12年7月9日	鳥取県立童謡館多目的ホール

## 2 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主幹 西尾 孝之

## 3 委任期間

平成12年6月9日から同年7月11日まで

## 選挙管理委員会告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第48号**

北条町選挙管理委員会及び関金町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年6月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

施 設 の 名 称	所 在 地
北条町健康福祉センター	東伯郡北条町土下121-1
関金町総合文化センター	東伯郡関金町大字大鳥居193-1

**鳥取県選挙管理委員会告示第49号**

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成12年6月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

1の表鳥取県中部医師会立三朝温泉病院の項の次に次のように加える。

介護老人保健施設ル・サンテリオン北条

東伯郡北条町土下123-1

2の表特別養護老人ホーム河原あすなろの項の次に次のように加える。

わかさ・あすなろ

八頭郡若桜町大字若桜1238

**鳥取県選挙管理委員会告示第50号**

平成5年鳥取県選挙管理委員会告示第15号（選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等について）の一部を次のように改正し、平成12年6月9日から施行する。

「及び専ら」を「専ら」に改め、「使用する者」の次に「及び専ら手話通訳のために使用する者」を加える。

平成12年6月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

---

**教 育 委 員 会 告 示**

---

**鳥取県教育委員会告示第9号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成12年6月9日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

1 日時 平成12年6月12日（月）午後1時40分

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

- (1) 鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- (2) その他

---

**調 達 公 告**

---

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年6月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 給与事務等に使用する県が委託したデータの管理、自治省統計事務及び市町村行財政統計事務処理 一式
- (2) 契約方式 随意契約
- (3) 契約日 平成12年4月1日
- (4) 契約書の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター  
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契約価格 85,328,250円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (7) 契約事務担当部局の 鳥取県企画部情報政策課  
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年6月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 ①公共情報ネットワークシステムに係る設備の賃貸借及び保守 一式  
②公共情報ネットワークシステムの管理運営等 一式
- (2) 契約方式 随意契約
- (3) 契約日 平成12年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター  
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契約価格 (1)の①は、16,216,880円、(1)の②は、24,344,460円（いずれの額も消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (7) 契約事務担当部局の 鳥取県企画部情報政策課  
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年4月25日付鳥取県公報第7174号中調達公告一般競争入札の実施は廃止する。

平成12年6月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調達する役務の内容

##### (1) 調達件名及び数量

鳥取県環境放射線モニタリングシステム整備実施設計業務 一式

##### (2) 調達する役務の概要

放射線等計測施設及び放射線計測器等を備えた車両により測定した空間放射線、気象等のデータを、中央監視装置において収集、解析し、監視用端末に送信するほか、次のアからエまでに掲げる機能を主として有するシステムの設計。

- ア 鳥取県公共情報ネットワークによりデータを公開する機能  
イ 測定機器等の異常や観測されたデータの異常を警報する機能  
ウ 各種データを電話等により確認できる電話応答通報機能  
エ 区及び関係隣接県へのデータ転送機能

##### (3) 仕様

入札説明書による。

##### (4) 履行期限

契約日の翌日から平成12年9月8日（金）まで

## (5) 納入の場所

鳥取市東町一丁目271 防災危機管理室

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 平成11年鳥取県告示第784号(測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく指名競争入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の資格を有すること。

イ アに該当しない者にあつては、アの資格と同等の資格を有する者と認められる者(別に指定する書類を提出できる者)であること。

(3) 平成12年6月9日(金)から同月19日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 元請として、過去10年間に次に掲げるいずれかの業務と同種の業務の実績があること。

ア 環境放射線モニタリングシステムの実施設計業務

イ 雨量、河川水位等テレメータ監視システムの実施設計業務

## 3 契約担当部局

鳥取県生活環境部防災危機管理室

## 4 入札手続

(1) 入札に係る問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部防災危機管理室

電話 0857-26-7873

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成12年6月19日(月)午前11時

イ 場所 鳥取県庁第20会議室(第2庁舎3階)

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明する書類を4の(1)の場所に平成12年6月14日(水)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

免除

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断された入札者であって、鳥取県会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 科学技術庁における交付金の交付を条件に契約を締結する。

---

雑 報

---

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第5条第1項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第7条の規定により次のとおり公告し、当該方法書を縦覧に供する。

平成12年6月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画決定権者の名称  
鳥取県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模  
名 称 都市計画道路鳥取青谷線（仮称）  
種 類 一般国道（高規格幹線道路）の改築  
規 模 延長約20km 4車線
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
起 点 鳥取県鳥取市  
終 点 鳥取県気高郡青谷町  
通過市町 鳥取市、気高町、鹿野町及び青谷町
- 4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
鳥取市、気高町、鹿野町及び青谷町
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間  
縦覧場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部都市計画課  
鳥取市尚徳町116 鳥取市建設部都市計画課  
気高町浜村282-1 気高町企画観光課  
鹿野町鹿野1517 鹿野町建設水道課  
青谷町青谷667 青谷町建設水道課

縦覧期間 平成12年6月9日（金）から同年7月10日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出期間等

方法書の内容について環境の保全の見地から意見のある者は、次に定めるところにより意見書を提出することができる。

- (1) 提出期間 平成12年6月9日（金）から同年7月24日（月）まで
- (2) 提出先 5の縦覧場所に同じ
- (3) 記載事項等 様式は自由とするが、①氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、②方法書の名称、③環境の保全の見地からの意見（日本語で記載し、理由についても記載すること。）を簡潔に記載すること。